

韓国知的財産ニュース 2019 年 9 月後期

(No. 399)

発行年月日：2019 年 10 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 ソウル産業振興院、ソウル信保と「優秀 IP 企業」向けの資金支援に協力、企業支援と試験保証がワンストップ化
- 2-2 大学・公共研究機関の保有特許の活用が低迷、3 分の 2 は未活用
- 2-3 「2019 慶南知的財産フェスティバル」開催!
- 2-4 特許庁と韓国信用情報院、知的財産金融の活性化に向けた業務協約を締結
- 2-5 韓国の政府出損研究所、素材部品特許の海外出願活動が低調
- 2-6 日本の素材部品企業、韓国で「特許分割」で権利を強化
- 2-7 特許公報、QR コードで簡単に照会
- 2-8 世界七番目の 200 万号の特許登録、文大統領が直接署名し授与
- 2-9 統計で見る特許 200 万号の足取り
- 2-10 特許庁長、「4 時!特許庁」に出演し、世界 7 番目の 200 万号特許登録の意味を説明
- 2-11 中小ベンチャー企業部、相生協力調停委員会第 2 次会议を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、オンライン事業者 10 社と知財保護の業務協約を締結
- 3-2 特許庁・大田地検、外国企業の無分別な韓流便乗にブレーキをかける
- 3-3 法務部、世界知的所有権機関と「第 1 回アジア・太平洋地域知的財産権法律ワークショップ」を開催

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標の電子出願の際に、正しい商品名称を自動案内
- 4-2 特許庁、協力型商標審査が活発
- 4-3 デザイン保護法施行規則の改正、10月1日の出願から施行

その他一般

- 5-1 ユーザーの嗜好に合わせるエアコン制御関連の特許が次々と出願
- 5-2 先端 IT 技術が融合されたペット用品関連の特許出願が増加傾向
- 5-3 シートベルト、事故を予防する技術へと進化

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 ソウル産業振興院、ソウル信保と「優秀 IP 企業」向けの資金支援に協力、企業支援と資金保証がワンストップ化

電子新聞（2019.9.19）

ソウル産業振興院が、優秀 IP（知的財産権）を保有している中小企業の安定的成長に向けた基盤固めに乗り出した。

ソウル産業振興院は、最近、ソウル信用保証財団と共同で「優秀 IP 企業」向けの資金支援のために、新規の共同協力事業を進めると伝えた。

今回の協力事業は9月18日に行われた、ソウル産業振興院とソウル信用保証財団、新韓銀行、企業銀行、韓国発明振興会、韓国企業データなど、中小企業を支援するための多者間協約によるものである。

特に、ソウル産業振興院の企業支援能力と、ソウル信用保証財団の資金保証機能が結合され、迅速な資金支援のみならず、提出書類の簡素化、保証割合の増加、低い利率、評価費用の支援など、資金支援を切実に必要としている中小企業の時間的・経済的負担を軽減させるという点で、大きな意味がある。

併せて、ソウル産業振興院が行う R&D 開発、技術事業化、IP 確保保護支援と連携し、優秀 IP を保有している中小企業の安定的成長を誘導することに、大きく役立つと期待される。

ソウル産業振興院代表理事は「信用保証財団と協力して、ソウル産業振興院が支援・推薦する優秀な中小企業において、既に保有している知的財産の保証により、短期資金を迅速かつ便利に使用できるように支援し、IP イノベーション企業として成長させるために支援する」と述べた。

2-2 大学・共同研究機関の保有特許の活用が低迷、3分の2は未活用

電子新聞 (2019. 9. 25)

大学と公共研究機関の特許活用率が、依然として低迷していることが分かった。

国会の産業通商資源中小ベンチャー企業委員会に所属しているキム・ギョファン自由韓国党議員が、特許庁から受け取った「国内特許活用の現状」資料によると、昨年の大学と公共研究機関における特許活用率は特に低迷していた。

2018年知的財産活動実態調査の結果、国内特許14万1,361件の中、活用特許は8万823件であった一方、未活用特許は6万503件と、未活用特許が42.8%を占めていた。

企業の特許活用率は、2017年に75.5%だったのが、2018年には90.9%へと急増した。しかし、同期間における大学と公共研究機関の特許活用率は34.9%から33.7%へと、むしろ減少したことが集計で分かった。

2011年に比べ、企業の特許活用度は2倍以上増えたが、大学と公共研究機関の特許活用度は停滞していた。特に特許の登録年次が上がるほど、移転特許の割合は減少し、1件当たりの技術料も低くなる傾向があった。

大学は7年、公共研究機関は10年が経つと、特許登録料が技術料を超えていた。登録年次が上がるほど、特許の維持に費用の負担が発生した。

2013年から2017年までの大学と公共研究機関における、政府研究費に対比する特許成果移転による技術料の割合は0.5%であった。

キム委員は「大学・公共研究機関の特許出願後の研究成果を、需要機関が事業化するようマッチングする政府対策に加え、定期的な特許診断を通じて、特許の維持または放棄を決める活用戦略も必要である」と述べた。

2-3 「2019 慶南知的財産フェスティバル」開催！

韓国特許庁（2019.9.25）

9月26日、昌原文星大学校で「慶南知的財産フェスティバル」を開催

特許庁は、9月26日に慶尚南道とともに、昌原文星大学校（慶南昌原市）で「2019慶南知的財産（IP）フェスティバル」を開催する。

今年で4回目を迎える慶南知的財産フェスティバルは、優秀な発明品の展示・体験イベントだけでなく、IP採用博覧会など多彩な特別イベントが行われ、地域住民が発明と科学を身近に感じて楽しめる地域最大級の知的財産祭典である。

主要行事としては、中小企業の知的財産戦略に関する講演、知的財産経営の優秀事例の紹介と同時に、地域経済の活性化と雇用創出のため、慶南地域の優秀IPおよびR&D企業とデザイン専門企業など計20社が参加する採用博覧会が開催され、現場での面接を通じて直接採用する予定である。

採用博覧会では、現場で面接を受けられるよう、履歴書・面接に関するコンサルティングサービスをはじめ、求職者の職適をタロットカードで占う、興味深いイベントも行われる。

フェスティバル期間中は、ドローン、3Dプリンティングなど、第四次産業革命時代の先端科学技術を体験できる多彩な体験イベントも開かれる。

一方、今回のフェスティバルでは、慶南の知的財産創出・活用・保護に貢献した知的財産の有功者への表彰式と、優れた発明アイデアで入賞した受賞者を激励する「第10回慶南知的財産戦略大会」の授賞式も行われる。

フェスティバルの後には特許庁次長が、日本の輸出規制による企業における知財権関連の隘路事項に対応するために、昌原所在の素材・部品関連企業のKORTEKを訪問し、現場の意見を聴取する時間が設けられている。

KORTEKは主に空港、防衛産業、原子力発電、半導体などに使われる部品のめっき、コーティングなどを表面処理する専門企業である。

今回の訪問は、韓国中小企業の素材・部品の競争力を強化するため、表面処理技術分野で優秀な技術力を持っている中小企業の意見を聴取し、効果的な支援対策を講じるために行われた。

特許庁次長は、「今回のフェスティバルが、未来産業を予測し、地域住民が技術の自立の中心にある知的財産を直接に体験する場になることを望む」とし、「特許庁は、韓国の中小企業が知的財産を基に、新たな成長エンジンと新しい市場、質の高い雇用を創出し、韓国のイノベーション成長をけん引することができるよう積極的に支援して行きたい」と述べた。

2-4 特許庁と韓国信用情報院、知的財産金融の活性化に向けた業務協約を締結

韓国特許庁 (2019.9.25)

イノベーション企業向けの知的財産金融支援、スピードを上げる

特許庁と韓国信用情報院は、優秀な知的財産 (IP, Intellectual Property) を保有している中小企業を対象にした資金供給を促すため、9月24日午前11時、全国銀行連合会 (ソウル市明洞) で業務協約を締結した。

今回の協約により、市中銀行と投資機関が信用情報院を通じて、IP担保融資、IP基盤投資のための優秀IP保有企業をワンストップで発掘でき、知的財産金融がより一層スピードを上げられるようになった。

4月に行われた政府と市中銀行間の「IP金融活性化に向けた包括的業務協約の締結」以来、IP担保融資の参加銀行 (※) が増え、融資の実績も急増 (※※) し、優秀特許保有企業の発掘に対する需要が増加している。しかし、金融機関がこのような企業を独自の発掘するには限界があり、融資の時に参考できるIP情報を探すのも難しいのが実情だった。

※IP担保融資の参加銀行：(2018年) 産業銀行、企業銀行 → (2019年) ハナ銀行、新韓銀行、ウリ銀行、国民銀行、農協銀行などが追加

※※2019年8月まで中小企業188社が1,297億ウォンの融資を受け、前年度の実績 (63企業、884億ウォン) を超過、年末まで約1,814億ウォンの融資を予想 (前年より2倍増加)

これを受け、特許庁と信用情報院は、特許庁 - 金融機関間の情報共有の拡大と知的財産金融の拡大に向けたインフラなどを拡充するために、今回の協約を締結した。

協約の主な内容は、(1) 特許庁は優秀な知的財産を保有している企業の情報などを信用情報院に提供する、(2) 信用情報院は特許庁からの知的財産情報を銀行などの金融圏に拡散する、(3) 知的財産金融情報システムを構築するなどの基盤作りである。

特許庁は特許技術賞の受賞企業、特許連携のR&D支援事業など、各種の政府事業を通じて発掘した優秀特許保有企業の情報、特許価値評価結果の情報、特許取引情報などを信用情報院に提供する。

信用情報院は、金融機関が与信審査などに活用するよう、技術情報データベース (TDB(※)) に知的財産金融コーナーを開設し、特許庁から収集した情報を加工・掲載する。

※TDB (Tech Data Base) : 与信審査と技術信用評価に活用するよう、22万企業の技術信用情報と、約1,200万件の企業・技術・市場 (産業)・統計分析情報などを、銀行と技術信用評価機関に提供している技術情報ウェブサイト

特許庁長は「特許庁は特許基盤のイノベーション企業に対する資金供給を増やすため、銀行の回収リスク軽減に向けた担保IP回収支援事業の推進、IP投資ファンドの造成・拡大など、IP金融の活性化のために拍車をかけている」とし、「今回の業務協約で、優秀IP保有企業の情報などが体系的で迅速に金融機関に拡散され、韓国のIP金融システムが一段階跳躍することを望む」と伝えた。

2-5 韓国の政府出損研究所、素材部品特許の海外出願活動が低調

電子新聞 (2019.9.27)

政府出損研究所が、素材・部品に関連する特許の海外出願活動をほとんどしていないことが分かった。これは研究成果が不十分であるか、または海外特許に関する管理戦略を樹立していないということを意味する。

大韓弁理士会が9月27日に発表した、「素材・部品基盤技術の国産化に向けた源泉特許対策特別委員会の活動結果」によると、日本の輸出規制品目である半導体素材・部品関連の3品目に対する特許の量的・質的部門で、韓国は日本より大きく遅れていることが分かった。

フッ化ポリイミドの場合、自国出願に対比する海外出願の割合が、韓国は40%にとどまっているが、日本は53%に上っている。海外出願国家の数も韓国は2.4カ国で、日本は3.6カ国であった。

韓国化学研究院（38件）、KAIST（12件）、延世大産学研（11件）など、韓国内の出願研究所などが保有しているフッ化ポリイミドに関する特許112件中、日本で登録されている技術は一件もなかった。

対策特別委員会は、「国内でしか特許を出願していないのは、該当技術の水準が高くないか、または海外出願に対する認識不足である」とし、「一部の出願研は明確な特許戦略なしに、中身の無い特許を量産しているのが現状である」と指摘した。

フォトレジストの場合は、韓国における登録特許の64%を日本が占めている。韓国はわずか27%に過ぎない。

日本内での特許も日本が85%と最も高い割合を占めており、韓国は3.7%にとどまっていた。日本と韓国の相手国家における出願割合を見ると、日本が17倍も多かった。

主に、半導体工程で回路にパターンを形成する「エッチング」工程で使われるフッ化水素も、日本が強勢を見せている。フッ化水素関連特許の半分を日本（46%）が保有しており、続いて米国（25%）、韓国（8%）の順である。世界市場における日本のシェアは70%以上で、韓国では95%以上を日本製の高純度フッ化水素を輸入している。

対策特別委員会は、フッ化水素に関する研究開発による技術自立と同時に、短期的戦略としては米国企業との積極的なライセンスなどを通じて、技術水準を高める必要があると診断した。

対策特別委員会小委員長（弁理士）は、「企業は技術が優秀であったり、海外市場を目指している場合に海外出願をする」としつつ、「日本が韓国に比べて海外出願が多いというのは、日本が優秀な技術を韓国より多く保有しているか、または技術の特許として保護しようという意志が韓国より強いということを意味する。」と説明した。

委員長は、「主要素材・部品における日韓の特許を分析した結果、量的水準はもちろん、海外特許の割合などの質的水準でも韓国は劣っている」とし、「民間が投資しにくい最先

端技術分野における、知的財産（IP）－研究開発（R&D）による特許競争力の向上に向けて、積極的に努力しなければならない」と強調した。

2-6 日本の素材・部品企業、韓国で「特許分割」で権利を強化

電子新聞（2019.9.29）

韓国企業は「IP R&D」の対応が必要

日本の素材・部品企業が韓国市場において、「特許分割」の戦略を駆使するなど、権利行使の極大化を図っていることが分かった。素材部品の自立化を進めている韓国企業は、知的財産研究開発（IP R&D）の観点で、対応を強化しなければならないと指摘している。

9月29日、大韓弁理士会によると、日本の素材・部品企業が韓国において、分割、審査請求の遅延などの出願戦略を駆使し、産業主導権を強化していることが分かった。

このような結果は、弁理士会が8月に発足した、「素材部品基盤技術の国産化に向けた源泉特許対策特別委員会」の分析で明らかになった。特別委員会は、日本の輸出規制品である「フッ化ポリイミド」、「フォトレジスト」、「フッ化水素」に対する両国主要企業の特許を分析した。

ポリイミド製造会社の旭化成は2011年以降、日韓両国で特許を出願した。この期間における韓国出願件数は19件で、日本出願件数の15件より多かった。日本特許の1件を複数に分割して出願した。日本では組成物として特許を登録している一方、韓国では出願の範囲に「ポリイミドフィルムを含むディスプレイ」などを明示するなど、権利範囲も細分化した。

韓国企業が、他の組成物を使い特許侵害を回避しようとしても、前駆体を利用したポリイミド製造方法、ディスプレイ装置に付着されているポリイミドフィルムを剥離する方法などを細分化し、出願、侵害の余地を残している。

源泉技術を保有している三菱は、2011年以後、自国と同様に、韓国での特許出願を大幅に増やした。2000年代には3件に過ぎなかった関連特許の出願件数が、2011年以後には17件に増加した。同じ期間、日本では26件を出願していた。組成物を先に登録して、用途・製品別特許を追加的に出願した。

特別委員会は、三菱が韓国での審査請求を最大限に遅延し、請求範囲を慎重に選択していると把握している。

フォトレジスト部門では、信越が 2015 年以後に、日本と同じ水準の 60 件余りの特許を韓国に出願した。フォトレジストの組成物に含まれている様々な構造、構成が対象である。フォトレジストに添加する安定剤物質の置換基を変更したり、下層膜の構成材料を添加した。

JSR も 2015 年から 3 年間、約 10 件の特許を出願した。

特別委員会は、日本企業の EUV フォトレジストの特許出願が、他の品目に比べて活発に行われていないのは、ノウハウ、営業秘密の目的が強いためだと診断した。

ステラケミファなど、フッ化水素製造業者の登録特許は、大半が存続満了で消滅していることが分かった。残っている特許は、組成物、工法に関する特許がほとんどである。特許による技術制約、紛争の可能性が最も低い分野で、韓国企業の独自生産、販売が最も容易な分野でもある。

ただ、高純度フッ化水素を含む組成物、半導体工程の適用においては、特許権が存在しているため、特許回避が必要だと指摘した。

特許出願件数においても、韓国は劣っている。フッ化ポリイミドの場合、自国出願に対比する海外出願の割合が、韓国は 40%にとどまっている一方、日本は 53%と集計された。海外出願国家の数も韓国は 2.4 カ国で、日本は 3.6 カ国である。

韓国化学研究院（38 件）、KAIST（12 件）、延世大産学研（11 件）など、韓国内の出損研究所などが保有しているフッ化ポリイミドに関する特許 112 件中、日本で登録されている技術は 1 件もなかった。

これは、技術の水準が高くないか、または海外出願に対する認識が欠けていることを意味する。

フォトレジストの韓国特許は日本が 64%を占めている反面、韓国は 27%に過ぎない。

素材部品の自立化に先立ち、IP R&D 戦略の樹立が緊急であると指摘している。

フッ化ポリイミド分野においては、韓国企業が組成物の特許を回避できたとしても、最終生産過程で用途・製品特許を侵害する恐れがある。R&D と実際の適用段階における、需要企業と素材部品企業間の協力による回避戦略の樹立が必要である。

EUV 用フォトレジストは、開発の段階から日本企業の特許を分析し、置換基、添加剤の候補を減らしていくのが効果的である。

特別委員会小委員長は「日本の輸出規制品目においては、日本特許の競争力が韓国より優位にあるのは事実である」としつつ、「日本は様々な出願戦略で、特許を武器に韓国企業の侵入を防ぐと予想している」と述べた。

小委員長は「先進企業の源泉技術の空白を把握し、改良技術を権利化すると同時に、海外出願件数も増やさなければならない」とし、「源泉はもちろん、周辺特許を考慮した侵害分析回避の設計など、IP R&D の観点からアプローチする必要がある」と強調した。

2-7 特許公報、QR コードで簡単に照会

韓国特許庁 (2019. 9. 30)

QR コードによる特許情報照会サービスを拡大

特許庁は、9月27日からスマートフォンのQRコードスキャナを利用して、特許公報の内容を簡単に確認できるサービスを開始すると発表した。

※QR (Quick Response) コード：オンラインコンテンツの連携に使われる二次元バーコード

これまでは、ユーザーが産業財産権の公報内容を確認するためには、特許庁のホームページや特許情報検索サービス (www.kipris.or.kr) にアクセスし、別途の検索条件を入力しなければならなかった。

QRコードサービスを利用すると、一回のスキャンだけで、特許庁から提供される公報および各種の行政情報などを詳細に照会することができ、公報発行の後に変更された内容も確認できる。

また、QRコードにリンクされたホームページのURLが変更されると、アクセスできない問題を解決するために、韓国科学技術情報研究院 (KISTI) と協力し、リンクが切れな

いアドレスである DOI アドレス体系も導入した。

※DOI (Digital Object Identifier) アドレス：ホームページ内のコンテンツの URL が変更されても、変更されたアドレスを管理し、そのコンテンツへのアクセスを持続的に保証するアドレス体系

これに先立ち、特許庁は 2018 年 4 月に登録証と特許庁発行の出版物に、QR コードサービスを段階的に開始したことがある。登録証に記載されている QR コードでは、登録原簿に記載されている情報を照会することができる。また、出版物に表記されている QR コードは原文のファイルにリンクされている。

一方、KIPRIS も 2018 年 4 月に、特許・実用新案を優先に QR コードサービスを開始しており、今回は商標とデザインまで拡大して提供する。KIPRIS の QR コードをコピーして製品に付着すると、製品のユーザーも関連権利の内容を簡単に照会できる。

特許庁情報顧客支援局長は、「スマートフォンの大衆化などにより、QR コードサービスを身近に感じるユーザーが増えていることから、今後、QR コードを利用する特許情報検索が増えると期待している」とし、「ユーザーが特許情報に簡単にアクセスできるよう、便利な機能を持続的に拡大して行きたい」と述べた。

2-8 世界七番目の 200 万号の特許登録、文大統領が直接署名し授与

電子新聞 (2019. 9. 19)

文在寅 (ムン・ジェイン) 大統領は 9 月 19 日、200 万号の特許登録を受ける発明者と、100 万号のデザイン登録を行う創作者などを青瓦台 (チョンワデ) に招待し、特許証とデザイン登録証を直接授与する行事を開催した。日本の経済報復措置などの技術覇権に振り回されないため、源泉技術競争力の重要性を発信する場として行われた。

文大統領は 19 日午前、青瓦台本館の執務室で、200 万号特許権者のイ・スンジュ Orum Therapeutics 代表と、100 万号デザイン権者のハン・ヒョンソプ HHS 代表に、直接署名した特許証とデザイン登録証を授与した。

200 万号特許登録は、1946 年に特許制度が導入されてから 73 年目で、世界では米国、フランス、イギリス、日本、ドイツ、中国に次いで 7 番目である。日本は 1995 年、中国は 2016 年に 200 万号を登録した。

何よりも韓国は、第1号の特許登録（1948年）の以後、100万号の登録（2010年）まで62年かかったのに対し、100万号から200万号の登録（2019年）までは9年で達成した。

今回の200万号特許は、「エンドソーム（細胞内の吸入により形成される小胞）の脱出構造のモチーフおよび活用」という名称の、治療用の抗体による腫瘍抑制のバイオ技術で、発明者はキム・ヨンソン亜洲大教授、特許権はイ・スンジュ Orum Therapeutics 代表である。

100万号のデザイン登録商品はバイオ技術を活用した「スマート安全帽」で、デザイン創作者はキム・クァンミョン蔚山科学技術院副教授、デザイン権者はハン・ヒョンソプ HHS 代表である。授与式には特許発明者と特許権者、デザイン創作者とデザイン権者4人が参加した。

通常的に特許証は特許庁長が署名するが、今回の特許証は大統領と特許庁長が署名する証書として特別に制作され、大きな意味を持つ。

文大統領は、特許証とデザイン登録証に直接署名した後、発明者のキム・ヨンソン教授には朝鮮時代の代表的日時計の仰釜日晷（こうふにつき）を、創作者のキム・クァンミョン教授には朝鮮時代の潜行御史の標準尺である四角鋸尺を記念品として授与した。

青瓦台は「今日の授与式は、米中貿易紛争と日本の輸出規制など、自国の技術を武器にした技術覇権争いが激しい対外環境に対応するために、知的財産による技術イノベーションの重要性を強調し、企業家、科学技術者のイノベーション成果を激励する目的で行われた」と伝えた。

2-9 統計で見る特許200万号の足取り

韓国特許庁（2019.9.23）

62年かかった100万号、それから9年で200万号を達成

韓国の200万号の特許が登録された。特許庁は、生命工学企業である Orum Therapeutics の腫瘍成長抑制に関するバイオ技術が、200万号特許として登録されたと発表した。

これは1948年に、中央工業研究所（現、国家技術標準院）の「硫化染料製造法」が韓国の1号特許として登録されて以来、71年目に達成した記録である。特に100万号までは62年かかったが、その後、わずか9年で200万号特許を達成したのだ。

ここ 10 年間の特許登録は 109 万件で、その前の 61 年間の特許登録（92 万件）よりさらに多いことが分かった。

1980 年代まで約 2 万件を記録した特許登録件数は、1990 年代に入って急激に増加し、22 万件を記録した後、2000 年代は 67 万件、2010 年から現在までは 100 万件を超える特許が登録された。

特に、ここ 10 年あまりの間に登録された特許（109 万件）が、1948 年から 2009 年までの 61 年間に登録された特許（92 万件）より多いのは、韓国の産業構造が、生産・製造中心から知識・技術基盤の産業へと転換したためとみられる。

産業パラダイムの変化により、1980 年代までの特許登録の主流であった化学および繊維分野の割合は減少し、2000 年代に入ってからでは半導体、携帯電話など IT 分野での特許登録が急激に増え、高い割合を占めていることが分かった。

韓国の特許に技術分類を本格的に適用した 1980 年代には、「有機精密化学」および「繊維・製紙機械」分野における特許がもっとも多かった。

1990 年代以後には、韓国の主力産業の変化により、「半導体」、「コンピュータ技術」、「土工学」、「デジタル通信」など IT 分野の特許登録が主流を占めていることが分かった。

1990 年代以前には、外国人による特許登録が多数を占めていたが、1990 年代以後には国内企業の特許登録が本格化され、内国人の割合が半分以上を占めるようになった。

1980 年代までは外国人による特許登録が全体の 73.2% と、絶対多数を占めていた。しかし、1990 年代から韓国の国民および企業の特許登録が本格的に増加し、2000 年代には内国人が全体特許登録の 71.8% を占め、外国人（28.2%）を追い越している。

最近には中小企業の特許登録が増えて大企業の特許登録は多少減り、外国企業、中小企業、大企業などがほぼ同様の登録件数を記録している。

そして、知的財産権への女性および学生・若年層の関心と参加も高くなり、特許登録の割合が次々と増えている。

1980 年～1990 年代まで 2～3% だった女性の特許登録割合は、2000 年代に 8.3%、2010 年代

には12.5%まで増加した。2019年に13.3%まで増えていることから、今後も女性の特許登録の割合は増えると予想される。

また、1980年代に3.6%だった10～20代の特許登録の割合が、2000年代に5.1%、2010年代には7.9%まで増えたが、これは小・中・高の発明教育を強化した政府政策の成果とみられる。

外国人による特許登録の大半を占めているのは日本、米国で、最近になってからは中国の特許登録が増えていることが分かった。

日本は外国人特許登録の40～50%ほどを占めており、その件数も持続的に増加した。日本に次いで米国も20～30%のシェアを記録し、特許登録件数も増えている。

一方、2010年代に入ってから、新興の知財強国である中国が韓国の主要特許登録国となり、中国も韓国市場向けの本格的な投資と関心を示している。

特許庁情報顧客政策課長は「最近、米・中貿易戦争と日本の輸出規制など、技術を武器にした技術覇権争いが激しい国内外の環境の中で、知財基盤の技術イノベーションは何より重要である」とし「200万号特許をきっかけに、知的財産権が正当に認められて活用できるよう取り組んで行きたい」と伝えた。

2-10 特許庁長、「4時!特許庁」に出演し、世界7番目の200万号特許登録の意味を説明

韓国特許庁 (2019.9.30)

特許庁長が、9月30日に200回を迎えるユーチューブ放送、「4時!特許庁です」のゲストとして出演する。

特許庁長は9月19日、文在寅(ムン・ジェイン)大統領が参加し青瓦台で開かれた、(1)200万号特許および100万号デザイン登録証の授与式、(2)世界7番目の200万号特許登録の意味などについて説明する予定である。

韓国の200万号特許登録は、1946年に特許制度が導入されて以来、73年目の成果で、米国、フランス、イギリス、日本、ドイツ、中国に次いで7番目である。第1号特許登録(1948年)の後、100万号登録(2010年)まで62年かかったことに対し、100万号から200万号登録(2019年)までは9年で達成した。

※1号特許（1948年11月20日）：硫化染料製造法（中央工業研究所）

200万号特許（2019年7月9日）：治療用の抗体を活用した腫瘍成長抑制技術（Orum Therapeutics）

200万号特許および100万号デザイン登録証の授与式は、米・中貿易戦争、日本の輸出規制など知財権をめぐる国家間、企業間の生存競争が激しい状況下での、知財基盤による技術イノベーションの重要性を強調し、企業家、科学技術者のイノベーション成果を激励するために行われた。

特許庁長は、「4時！特許庁です」を通じて、このような成果の背景と意味、授与式の裏話などについて詳しく説明する予定である。

一方、「4時！特許庁です」は、毎日午後4時にフェイスブックとユーチューブを通じて、特許庁の職員、企業家、知財権専門家など様々なゲストが、知財ニュースと情報を国民に伝えるトークショー形式の放送である。

2-11 中小ベンチャー企業部、相生協力調停委員会第2次会議を開催

中小ベンチャー企業部（2019.9.30）

中小ベンチャー企業部は、9月27日に中小企業中央会で、相生協力調停委員会第2次会議を開催した。

*（参加者）中小ベンチャー企業部長官、中小ベンチャー企業部次官、大検察庁次長検事、特許庁次長、大韓商工会議所常勤副会長、中小企業中央会常勤副会長、大企業・中小企業・農漁業協力財団事務総長、技術紛争調停仲裁委員長・弁護士、受託委託紛争調停協議会委員長・教授、法務法人 Lee&Ko 弁護士、法務法人 LOGOS 弁護士

今回の会議では、中小ベンチャー企業部が進めている、技術侵害・不公正取引事件などに対する調査および、調停・仲裁の推進状況、調査・調停・仲裁事件に対する部処間の協力方策、第2次中小企業技術保護支援計画に関する発表と討論が行われた。

参加委員は技術侵害関連8件と不公正取引関連10件など、個別事件に関する調査および調停・仲裁現状に対する情報を共有し、機関間の共同調査など、迅速な処理方策について議論した。

*個別事件の内容については、調査および調停・仲裁が終了するまで対外非公開

特に、技術侵害などに関する調査は時間がかかるケースが多いため、中小企業の迅速な被害救済に向けて速度を上げること、通報の後、進行経過を通報者に通知することなどを強調した。

これに対し、中小ベンチャー企業部などの関連機関は、処理状況の案内に加え、個別事件の処理期限の設定など制度の見直しを進めることにした。

また、検察の捜査による処罰より、調停・仲裁による解決が効率的である事件に関しては、機関同士の協業を通じて調停・仲裁に連携する方策について議論した。

委員は、告訴・告発事件に対し、単純に捜査して処罰するより、検察と各部処の調停・仲裁委員会間の協業による解決がより迅速で効率だと判断し、積極的に行っていくことに合意した。

それに、調停・仲裁が成立しない場合は、検索捜査につながるということを当事者が認識すると、検察捜査を避けるためにも調停・仲裁に積極的に臨むという意見に同意し、これを積極的に発信することにした。

最後に、特許庁の技術関連専門性を積極的に活用することにした。

他の部処が技術侵害・技術奪取に関する意見を求める場合、特許庁は技術判断の後に意見書を提供し、法違反の可否を判断する際に活用させるようにする方策を進めることにした。

*非公知性、秘密管理性、使用技術の同一性など

中小ベンチャー企業部長官は、「調停と仲裁を通じて自律的に紛争を解決する文化を、企業生態系の全般に広げる必要がある」とし、「相生協力調停委員会が、自律的合意に向けたパイプ役としての役割を果たして行きたい」と述べた。

中小ベンチャー企業部は、今回の相生協力調停委員会で議論された事項を、関連機関との協議を経て積極的に進める計画である。

相生協力調停委員会は、大企業・中小企業間の自立的合意に向けたパイプ役として、「調停」、「仲裁」を一次の目標に設定し、調停・仲裁が成立しない場合には事案により、公正取引委員会・中小ベンチャー企業部、または検察・警察に処理させることで、技術奪取と不公正取引の根絶はもちろん、大企業・中小企業がともに成長し共存する文化を作るため、2019年6月27日に発足された。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、オンライン事業者10社と知財保護の業務協約を締結

韓国特許庁 (2019.9.20)

模倣品の流通、特許など虚偽表示の防止および制裁努力を約束
オンライン上の知財保護への協力に向けた転機を作る

最近、流通構造がオンライン中心へと転換し、オンラインショッピングサイト市場の規模も急激に拡大している。

※オンラインショッピングサイトの取引額（統計庁）：（2016年）65兆ウォン → （2017年）94兆ウォン → （2018年）113兆ウォン

これにより、オンライン上で流通される模倣品の規模も日々拡大しており、特に、昨年を基準に特許庁に受付された模倣品関連件の約98%が、オンライン関連件であるほど、模倣品の流通経路もほとんどがオンラインに変わった。これは時間・空間の制約がなく、比較的に取り締まり網を潜り抜けやすいというオンラインの特性によるものとみられる。

※模倣品のオンライン受付割合（特許庁）：（2011年）72% → （2014年）95% → （2018年）98%

これを受け、特許庁などの捜査機関もオンラインを中心に取り締まりを強化してきたが、最近には模倣品販売業者が販売舞台を、監視が厳しくないインターネットカフェやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）に移すなど、その手法が日々知能化しているのが現状である。

※オンライン模倣品販売摘発件数（特許庁）

ーソーシャルネットワーキングサービス・インターネットカフェ：（2016年）2,881件 → （2017年）3,461件 → （2018年）4,164件

特許庁は19日午後3時、特許庁のソウル事務所（ソウル市江南区）で、オンライン上の知的財産保護のために、国内主要オンライン事業者である、NAVER、KAKAO、coupang など10社（※）と業務協約を締結した。

※NAVER、Bungaejangter、11Street、WEMAKEPRICE、EBAY KOREA、INTERPARK、KAKAO、coupang、TMON、Hellomarket

特許庁とオンライン事業者は今回の協約を通じて、オンラインにおける模倣品流通の根絶のために努力し、特許・実用新案・商標・デザインなど、産業財産権の虚偽表示を防ぐために相互協力することを約束した。

具体的には、(1) 協約当事者が保有している情報を供給し、オンラインにおける模倣品流通の根絶を図る (2) オンライン販売者などに対する教育および啓導活動を共同で展開する (3) 特許庁が、捜査過程またはオンライン模倣品流通モニタリングの過程で確保した資料を、オンライン事業者に提供し、制裁措置を実施する (4) オンライン事業者は、国民の健康と安全など公共の利益を侵害する模倣品の流通行為が発生した場合、特許庁に情報を提供し、取り締まりが行われるようにするとの内容が含まれている。

特許庁長は、「オンライン事業者のプラットフォームを違法使用して、健全な商取引を阻害する模倣品販売者に対応するためには、特許庁とオンライン事業者の積極的な協力が必要だということを相互認識し、業務協約を締結した」と協約締結の趣旨を説明した。そして「今回の協約を通じて、オンライン事業者も自社のプラットフォームで模倣品が流通されないよう、販売者に対するサービスの利用制限・停止またはアカウントの削除などの措置を強化し、常習的な販売者については、特許庁産業財産特別司法警察に通告して立件させるように相互協力する」と伝えた。

協約に参加したNAVER副社長は、「特許庁および他の事業者と力を合わせて、オンライン上での模倣品を永遠に根絶したく、協力することにした」とし、「今回の協力をきっかけに常習的に模倣品を流通する者に対しては、捜査機関と積極的に協力し、対応する予定である」と強調した。

また、11Street副社長は「今回の業務協約の以前にも常習販売者の情報を特許庁と共有し、取り締まりに協力したことがあり、今後も11Streetにおいて、模倣品流通が完全に根絶されるように協力を強化する」と述べた。

特許庁とオンライン事業者は、今回の協約を通じて、オンラインにおける知的財産保護の実効性向上に向けて、実務協議会を結成し協力対策を積極的に進める。また、今後も知的財産権利者および消費者の被害を予防するために、国民疎通の政府イノベーションによる官民協力体制を持続的に協力する方針であることを明らかにした。

3-2 特許庁・大田地検、外国企業の無分別な韓流便乗にブレーキをかける

韓国特許庁 (2019. 9. 26)

商法上の内国法人の解散、商標権の取消、海外の取り締まりなど

特許庁と大田地方検察庁は、いわゆる「韓流便乗企業 (※)」の代表的事例である A 株式会社 (外国 A 社の韓国法人) と、B 株式会社 (外国 B 社の韓国法人) に対する法院の解散命令決定を導いたと発表した。

※韓流の人気に便乗して、韓国製の製品に見せかけるように表記した化粧品などを販売する海外企業

これらの外国企業は、韓流が高い人気を集めている東南アジア諸国を中心に、まるで韓国ブランドであるかのように、現地の消費者を誤解させる営業戦略で販売網を拡大しており、韓国ブランドのイメージダウンおよび韓国企業の輸出減少などが心配される状況であった。

自社のウェブサイトや店舗の看板に韓国国旗、「KOREA」を表示し、販売製品には間違えた文法で書かれた韓国語の表紙が貼り付けていた。また、韓国内では営業活動を全くしていない韓国法人を、商標権の所有者として紹介するなど、現地の消費者がこれらの企業を韓国企業であると思うよう誤解させていた。

さらに、K ビューティーとして有名な韓国化粧品の外観を模範することや、韓国の有名キャラクターを完全にコピーした多数の製品を、正規品価格の 2 分の 1 から 3 分の 1 水準 (例) で販売するなど、韓国企業に大きな被害を与えていた。

例：韓国製の正規品クレンジングフォームは 8,000 ウォン、外国企業の模倣品は 3,000 ウォン

これを受け、特許庁は2018年に海外知識財産センター（IP-DESK）と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）の貿易館を通じて、世界中の韓流便乗企業に関する現況調査を行い、その中、韓国内にペーパーカンパニーを設立するなど、違法性の程度が重大と判断された企業の情報を大田地検に渡した。

大田地検は、2018年7月に特許庁から関連資料を受け取り、韓国内有名化粧品企業の被害状況を調査、関連の韓国内の法人に対する強制捜査に加え、法人設立を代行したコンサルティング会社の関係者を調査した。

その結果、A株式会社とB株式会社は2014年11月3日と2015年11月3日に、韓国内においてそれぞれ法人を設立した後、定款に定めている営業を開始した事実がなく、内国法人は不正競争の目的で設立されたペーパーカンパニーにすぎない上、代表者の法令違反の程度が重大であるため、内国法人の存続を許容できない状態であることが確認された。

これにより、大田地検は2019年4月3日、A株式会社の所在地法院であるソウル中央地方法人と、B株式会社の所在地法院のソウル南部地方法人に、AとBに対する解散命令を請求した。

請求の後、訴訟の維持に万全を期した結果、2019年8月に該当の法院からA株式会社、B株式会社を解散するとの解散決定を導いた。

これは、検事が公益の代表者として、不正競争のために設立されたペーパーカンパニーに対し、商法上の法人向け解散命令を請求することにより、外資系の流通企業が韓国ブランドおよびイメージを利用して製品を販売することができないようにした事例として、外国企業の不正競争行為を根源的に遮断できる実効的制裁措置を取ったことで、意義がある。

特許庁は大田地検との共同対応に加えて、これらの企業に対する国内外の現況調査と法律検討を基に、今年の2月に産業通商資源部、外交部、文化体育観光部など9部処が参加する部処タスクフォース（TF）を立ち上げ、5月には「海外の韓流便乗企業に対する対応策」（2019年5月、経済活力対策会議）を構築した。

特許庁は、これまで外交部、産業通商資源部、文化体育観光部などと協力して、海外で

大きな被害を受けた韓国の化粧品会社を中心に、被害企業への支援を強化しており、海外の現地機関と緊密に協力し、韓流便乗企業の「模倣品韓流製品」について積極的な取り締りを実施している。

2018年からは、深刻な被害を受けた化粧品会社を中心に、該当の企業らが共同対応協議体を構成するよう支援した。また、韓国の化粧品6社が共同で侵害禁止警告状を送り、中国、ベトナム、タイで販売されていた23品目に対する販売停止を誘導した。

韓流便乗企業が多い東南アジア諸国を中心に、現地の政府機関と緊密に協力し、ベトナムにおいては57店舗で約13万製品を押収または廃棄させ、外国A社に1億ドン（VDN）の罰金を課した。タイでは138品目の1,300点余りが押収された。現地機関による取り締まりの後、外国A社の店舗の看板や包装袋から「KOREA」の文字が削除されるなど、露骨だった韓流便乗形態の変化が確認された。2019年7月に中国の広州では、外国A社など3社に対する取り締まりが行われ、韓国内3社の5ブランドの23品目について自主撤収し、追加生産を停止させたことがある。

特許庁は、海外現地での追加的な取り締まりを促すため、2019年も両者会談、公務員招請研修プログラムなどを行い、現地の知的財産関連機関との連携を強化している。

一方、A株式会社が韓国内で保有している一部の商標（※）について取消審判が提起され、特許審判院が取消を決定したことに加え、B株式会社など一部の韓流便乗企業が韓国内に登録したドメインも抹消された。

※登録から3年が経った商標2件について不使用取消審判が提起され、2件とも特許審判院により認容決定された。

大田地検と特許庁は、今後、A株式会社とB株式会社の解散命令の結果を、外交部と公館を通じて海外の政府機関と共有し、追加的な取り締まりを促すなど、韓流便乗企業に対する現地の対応を持続的に強化すると同時に、韓国企業が海外で直面している特許紛争、偽造商品の流通など、多様な種類の知的財産権侵害を積極的に支援する予定である。

3-3 法務部、世界知的所有権機関と「第1回アジア・太平洋地域知的財産権法律ワークショップ」を開催

法務部（2019.9.26）

アジア・太平洋地域の協力による、知財権の法的保護策を模索

法務部は、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で、2019年9月27日（金曜）9時30分～17時00分、ソウル大韓商事仲裁院（第1審理室）において、アジア・太平洋地域の法務検察関係者とともに、知的財産権の保護と法執行をテーマにする、「第1回アジア・太平洋地域知的財産権法律ワークショップ」を行う。

※世界知的所有権機関（WIPO）は国際連合の16特別機構の一つとして、知的財産権の世界的保障のために活動しており、法務部と世界知的所有権機関は、2018年3月に「アジア・太平洋地域内の知的財産権の保護に向けた多様な共同事業の進行」を内容とする業務協約を締結

最近、中核技術の流出、商標権の侵害など、知的財産権侵害犯罪は国境を越えて発生しており、円滑な権利保護のために、国家間の共助および協力の増進が切実に求められる状況である。

※特許・営業秘密・デザイン侵害犯罪は、毎年1,000件以上発生（法務部統計）、知的財産権侵害の取り締まり物品の価額は、2018年基準で5,181億ウォンに達する（関税庁統計）

今回のセミナーは、交流が増えているアジア・太平洋の実務者が一堂に会し、知的財産権侵害犯罪の捜査および起訴、知財権侵害品の処理など、最新の知識と動向を共有する場である。

世界知的所有権機関知的財産尊重構築部長をはじめ、韓国、日本、香港、ミャンマー、カンボジア、ウズベキスタンなど6カ国からの専門検事、特別司法警察団、担当公務員、知財専門家など、計8セッションで活発な討論を進める。

法務部法務室長は「韓国企業の海外進出が増えており、知的財産権の保護および技術流出の予防は、安定的な企業活動を行うための重要な懸案となっている」とし、「法務部も、韓国国民と企業の知財権保護システムの構築に向けて、積極的に支援して行きたい」という、セミナーの趣旨を発表する予定である。

法務部は今回のセミナーが、アジア・太平洋地域の知的財産権保護の強化に向けた正しい政策方向の模索と、国内外の法執行機関など専門性の強化に役立つと期待している。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標の電子出願の際に、正しい商品名称を自動案内

韓国特許庁（2019. 9. 17）

商品名称の間違いによる拒絶事由を減らす

不明確な商品名称の記載により、商標権の確保が遅延されたり、登録を受けられないケースが大幅に減少すると予想される。

特許庁は、政府イノベーションの一環として9月19日から商標を電子出願する際に、間違った商品名称を正しい名称へと自動案内する出願サービスを開始すると発表した。

商標を出願する際に、出願人は本人が使おうとする商標をどの商品に使うかを、的確に記載しなければならない。

この時に複数の商品を指定するか、包括名称で指定する場合には、商標の権利範囲が不明確になるため不登録事由となる。

例えば、靴に使う商標の商品名称を雑貨として記載することや、玩具のロボットをロボットと書くケースがある。

この場合、特許庁商標審査官は出願書の商品名称の補正を要求するが、2ヵ月以内に適合した商品名称に修正しないと、商標登録を受けられなくなる。

※商標法第38条（1商標1出願）（1）商標登録出願をしようとする者は、商品類の区分に従い、1類以上の商品を指定して1商標ごとに1出願をしなければならない。

問題はこのように商品名称の記載ミスにより、商標登録を受けず拒絶される割合が10%程度に上るということである。

※年度別の商品名称の記載ミスによる拒絶率：（2014年）19.6% → （2015年）17.5%
→ （2016年）12.9% → （2017年）11.6% → （2018年）11.4%

また、登録可能な商標にもかかわらず、商品名称を間違えて記載すると、最小2ヵ月は登録が遅延され、商品名称を補正しないと拒絶されて権利確保が難しくなる。

今回に導入する出願サービスは、出願人が良く間違える「不明確な商品名称」を出願段階で遮断し、正しい名称を案内する。

出願人が書式作成機（電子出願 SW）に「不明確な商品名称」を入力する場合、明確な商品名称についての例示メッセージがポップアップとして表示され、その不明確な商品名称は入力されない。

特許庁は、出願人がよく間違える不明確な商品名称 100 個を選定し、この商品名称を優先的に適用することにした。

※2018 年に出願人が最も多く間違った不明確な名称の順位：1 位 食品紹介業（467 件）、2 位 飲食業（459 件）、3 位 マスクパック（371 件）

また、電子出願以外に書面で出願する出願人のために、「間違いやすい不明確な名称」リストを作成し、特許情報検索サービス（www.kipris.or.kr）と特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）で公開する。

特許庁商標デザイン審査局長は、「出願段階で出願人に明確な商品名称を案内するために、『不明確な商品名称』をこれから持続的に把握し、サービスする予定である」とし「このサービスを通じて商品名称の記載ミスにより、登録が遅延・拒絶される事例が減少し、出願人の便益が増大すると予想される」と述べた。

一方、特許庁は、商標出願をする際に、特許庁が告示した商品名称だけを使って電子出願を行うと、商品名称が不明確で拒絶される懸念がなくなり、出願料の約 10%である 6,000 ウォンの割引を受けられるため、告示名称を商品名称として出願することを推奨した。

4-2 特許庁、協力型商標審査が活発

韓国特許庁（2019.9.18）

商標審査官の増員で審査方法のイノベーションを図る

特許庁によると、商標審査での審査官間の協議審査が活発に行われていることが分かった。

※商標における協議審査の件数：(2017年) 1,356件 → (2018年) 2,407件 → (2019年6月まで) 1,752件 → (2019年予想) 3,504件

協議審査は、担当の審査官が他の審査官の意見を聴取して審査の方向を決める審査で、一般的に3～6人の審査官が参加する。

商標の協議審査は主に、識別力の有無や類似の可否を判断しにくい出願、新たに登場した新造語のように社会的争点になり得る出願を対象に行われる。

協議が必要な場合、担当の審査官が審査システムを通じて、該当分野で専門性を持つ審査官を指定し協議を要請すると、指定された審査官が意見を提示する形として行われる。そして、その協議結果は記録に残り、全ての審査官が共有することができるため、審査の一貫性の向上に特に効果的である。

商標審査での協議審査が活発なのは、審査人材の増員と、2018年下半期から施行された商標チーム中心の審査品質管理のためである。

特許庁は昨年、商標審査人材9名を増員し、協議審査を強化できる環境を整えた。

これと同時に、審査チーム長をはじめとするチーム員間の活発なコミュニケーションと協議を通じて、審査方向を導き出せるように審査品質管理体系図を改編した。

特許庁は、商標審査の品質をさらに高めるために、協議審査に加えて今年の上半期には討論型共同審査にも着手する計画である。

討論型共同審査は難易度の高い出願に対し、チーム員全員と諮問審査官が集まって討論して結論を出す審査方法であり、すでに試験的实施も行った。

<商標の協議審査と討論型共同審査の相違点>

区分	対象	参加審査官	方法	遂行場所
協議審査	類似の可否など判断しにくい出願、社会的争点になり得る出願	3～6名 (審査官を選択)	対面(協議)、 オンライン(審査システム)	対面、 審査システム

討論型 共同審査	同上で難易度が より高い出願	8～9名 (チーム員 +諮問審査 官(※))	対面(討論)	別途の 討論場所
-------------	-------------------	---------------------------------	--------	-------------

※諮問審査官：同部署内の他チームの審査官であり、該当分野での専門性を持つ者

特許庁は討論型共同審査を定着させるために、来年をめどに審査官を追加増員する予定である。

特許庁商標審査政策課長は「審査官の増員により協力型審査が強化され、商標審査の結果に対する出願人の受容率が高くなるなど、品質改善の効果が現れている」とし「協議審査の拡大および討論型共同審査の着手により、審査品質が一層向上すると期待される」と述べた。

4-3 デザイン保護法施行規則の改正、10月1日の出願から施行

韓国特許庁 (2019.9.30)

デザイン出願の図面提出が簡単になる!

特許庁はデザイン出願の便宜を図るために、図面を現行の基本図面、付加図面、参考図面から、基本図面と参考図面へと簡素化すると発表した。

※基本図面：デザインの全体的形態を表現した斜視図、正面図・背面図、左側面図・右側面図、平面図・底面図

※付加図面：デザインの具体的な形態を表現するための切断面図、拡大図、展開図など

※参考図面：デザインの用途などに対する理解および使用状態を表示した図面

これまで出願人は図面の種類についての明確な区分が難しかったため、図面の名称をたびたび間違えて記載し、審査官の拒絶意見により、図面の名称を修正・補完しなければならない不便があった。

今後は、「付加図面」が「基本図面」に統合され、デザインを出願する際に、部分拡大図、切断図、展開図などは付加図面として出願する必要がなく、「基本図面」に含めて追加・提出することが可能になる。

これにより、出願人は図面の名称に対する混乱がなくなり、図面を簡単に作成することができ、審査官の意見提出通知なしに迅速に審査処理の結果を受けることができる。

また、現行では特殊記号の字体について、出願人の使用意思とは関係なく 119 字を指定しなければならなかったが、今後は 16 字だけを図示し、他に登録を受けようとする記号は追加記載するようにした。

必須的に提出する特殊記号の数を最小限にし、登録を受けようとする字体を追加的に出願できるようにすることで、出願人が希望する特殊記号を便利に作成し、登録を受けられるようになった。

特許庁商標デザイン審査局長は「今後も出願人の立場で、デザインをより簡単で便利に出願・登録できるように、図面だけでなく多様な分野においても、制度の改善事項を持続的に把握して行きたい」と述べた。

一方、特許庁はデザイン保護法施行規則の改正・施行に合わせて、改善内容が含まれた具体的なデザイン審査基準も改正し、施行する計画である。

その他一般

5-1 ユーザーの嗜好を合わせるエアコン制御関連の特許が次々と出願

韓国特許庁 (2019. 9. 16)

今から 100 年前、米国の発明家ウィリス・キャリア (Willis Carrier) は、空気処理装置 (Apparatus for Treating Air) という最初のエアコンを発明し、特許を取得した。現在のエアコンは、夏の冷房機用途以外にも PM2.5 を防げる空気清浄機、冬の暖房器としても使われる四季の家電製品となった。特に、人体感知技術と AI 技術を融合し、ユーザーの状態および生活パターンなどを把握した後、最小のエネルギーを使って、快適な室内環境をユーザーに提供してくれるスマート機器として発展している。

特許庁によると、人体感知技術と AI 技術を採用してエアコンの作動を制御する特許出願が、10 年間 (2009 年～2018 年) 着実に行われ、総 146 件に達したことが分かった。

出願人別に見ると、内国人が 126 件 (86.3%)、外国人が 20 件 (13.7%) であり、また、大企業が 90 件 (61.6%)、中小企業が 24 件 (16.4%)、大学が 9 件 (6.2%) の順だった。

この分野での国内大企業による出願の割合が特に高い理由は、エアコンを含むスマート家電分野においての技術開発を国内大企業がリードしているためである。

人体感知技術が融合されたエアコンの発展推移を見ると、初期にはセンサーを通じて人の出入りを感知し、エアコンをオン・オフ（on/off）する単純な方式が大半だったが、2010年代に入ってから、カメラなどを活用して室内の人員数と位置、体温、活動量まで考慮し、冷房病を予防するための微風から、低温の強風を集中的に提供するターボ冷房まで、ユーザーに合わせたカスタマイズ式の多様な制御技術が出願された。

一方、囲碁 AI アルファゴが話題となった 2016 年以後には、AI 技術がさらに追加されたスマート制御方式の出願が増えているが、ユーザーの居住空間、生活パターン、周辺環境などを人工知能が自ら学習し、ユーザーの現在の状況に合わせた、最適な室内環境を提供してくれる技術などが代表的な例である。

特許庁生活家電審査課長は、「エアコンは冷房・暖房以外にも、湿度の調節、空気清浄機能を全て具備した四季のスマート家電機器となった。これから人工知能技術を利用してエネルギーの消費を減らしつつ、ユーザーに合わせた快適な室内環境を提供する技術に関する出願が引き続き増えると予想される」と述べた。

5-2 先端 IT 技術が融合されたペット用品関連の特許出願が増加傾向

韓国特許庁（2019.9.16）

ペットは単に楽しさを与える存在ではなく、「家族構成員の一員」という認識が広がっている。これとともにペット関連の産業規模も（※2014）年の 1 兆 5,000 億ウォンから 2019 年には 3 兆ウォンと、年平均 14.5% ずつ成長すると見込まれている。

※ペット関連産業の売上額基準の市場規模推定値：（2014 年）1 兆 5,684 億ウォン → （2016 年）2 兆 1,455 億ウォン → （2018 年）2 兆 6,510 億ウォン → （2019 年）3 兆 2 億ウォン（出所：韓国農村経済研究院）

特許庁によると、過去 5 年間（2014 年～2018 年）におけるペット用品関連の特許出願は、総 1,419 件で、2014 年の 140 件から 2018 年には 456 件と 3 倍以上増加した。

細部技術分野としては、衛生・美容分野が 495 件と最も多く、衣類・アクセサリは 271 件、ペット移動用ケージを含む家・家具は 253 件、運動・遊び装置は 205 件、給水・給食器は 178 件であることが分かった。

特に、衛生・美容分野は「排便パッド」や、「排便をセンサーで感知して自動的に処理する装置」などの排便処理用品が 52.7%と多数を占めている。排泄物の処理がペットを飼う際の主な隘路事項であるだけに、これを解決するための要求が特許出願に反映されていると分析される。

また、ペット用品の中でもモノのインターネット（IoT）のような情報通信技術（ICT）が融合された特許出願が活発になった。モノのインターネットが融合された出願が 2014 年の 28 件から 2018 年には 66 件と 2 倍以上増えた。

細部技術分野別では、運動・遊び装置分野が 28.9%と最も多く、ウェアラブルデバイスを装着した衣類・アクセサリが 24.3%と次いでいる。また、給食・給餌器は 20.1%、衛生・美容設備は 13.0%、家・家具は 10.9%、虹彩または鼻紋（鼻の指紋）認識設備を含むその他が 2.8%だった。

主な技術には、ペットに付けられたセンサーを基盤に体温、運動量などペットの健康、感情および位置をリアルタイムで確認できる技術がある。これにより、ペットの紛失や安全事故の危険を減らし、体系的に健康を管理することができると予想される。

また、家に残されたペットのために温度・湿度などペットの住居環境をコントロールしたり、水と餌を自動的に与えてくれる技術、ボール遊び器具を遠隔操作したり、声を聞かせてくれる技術もある。社会活動および単身世帯が増えている中、ペットに対する心配を軽減できると期待される。

一方、出願人の類型を見ると、個人が 68.1%と最も多く、企業が 2014 年の 20.7%から 2018 年には 26.7%と増加傾向にある。特に、大企業は 2014 年に 0 件だったのが 2018 年には 31 件と大きく増えた。これは情報技術が融合された出願が増えているためと分析される。

特許庁農林水産食品審査課長は「共に暮らす家族構成員としてペットを飼う人が急増している（※）」とし、「ペットへの関心と愛情をもとに、多様で独創的なアイデアが融合された特許製品が増えることを期待している」と述べた。

※ペットを飼う世帯数：(2012 年) 1,812 万世帯のうち、17.9%の 324 万世帯 → (2017 年) 1,952 万世帯のうち、29.4%の 574 万世帯と推定（出所：韓国農村経済研究院）

5-3 シートベルト、事故を予防する技術へと進化

韓国特許庁 (2019. 9. 23)

特許庁によると、シートベルト着用と関連する特許出願は、2010年から2014年まで年平均13件に留まっていたが、ここ4年間(2015年～2018年)は年平均27件と、2倍以上増加したことが分かった。

シートベルト着用関連技術は(1)シートベルト着用モニタリング(着用可否の感知・警告など)、(2)シートベルトスマートシステム(事故予防制御・システムなど)、(3)シートベルトの構造(利便性・堅さの向上など)分野に分けられる。

2010年から2018年までにおける技術別特許出願の割合をみると、シートベルト着用モニタリングが62件(36.5%)、シートベルトスマートシステムが61件(35.9%)、シートベルトの構造が47件(27.6%)の順であった。

出願人別では、内国人が142件(84%)、外国人が28件(16%)で、内国人が特許出願を主導しており、外国人の中では、日本が14件(8.2%)、米国が6件(3.5%)の順となった。

内国人においては、大企業が56件(33%)、中堅企業が32件(19%)、個人が30件(18%)、中小企業が15件(9%)、大学・研究機関などが9件(5%)の順で、大企業・中堅企業が半分以上(52%)を占めている。

シートベルトスマートシステムの技術分野のうち、車両事故の発生を未然に防ぐための予防的機能に焦点を当てる特許出願(※)が、2015年から新規として申請されて注目を浴びている。

※期間別特許出願件数(累積)の推移：2010年～2014年(0件) → 2015年～2018年(10件)

シートベルトを利用して運転手・搭乗者の状態を持続的にモニタリングし、突然の心停止が発生した場合に心肺蘇生法を実施する技術が代表的事例である。

また、運転手の居眠り運転を感知した場合、シートベルトを振動させて運転手を起こせるなど、運転手の状態を管理し、それによりシートベルトを制御する技術も出願された。

シートベルト着用関連技術の開発は、全座席でのシートベルト着用が義務化（2018年9月28日施行）され、その重要性が大きくなったことから、今後も引き続き進められるとみられる。

特許庁自動車審査課長は、「事故時の運転手・搭乗者の被害を最小限にする事後的機能を超えて、事故の予防に向けたシートベルト着用技術の特許出願の割合が、ますます高くなると見込まれる」と展望した。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム